

ご加入手続きについて

ご加入手続きはお早めをお願いします。

- 010入会申込書
 - 090第二退職給付金申込書
- } 入会年月日、第二退職給付金申込日の遡及受付は
書類が当会へ到着する月の3か月前までです

例えば…

2月25日(2月中)が入会日 11月1日(11月中)の入会申込書を提出した …… 受付できます。
2月10日(2月中)が入会日 10月15日(10月以前)の入会申込書を提出した…受付できません。

「010入会申込書」の入会年月日と「090第二退職給付金申込書」の申込日は、書類が当会へ到着する月の3か月前まで遡ってご提出されても受付いたしますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資(掛金)を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払いしております。

従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

年度末が近づいていますので、直近の掛金請求書で加入内容をご確認の上、必要な届出がされていない場合には、お早めに手続きをお願いします。

届出用紙は、共済会ホームページでダウンロードしてください。

旧様式(赤枠のOCR専用用紙)はご利用できません。

020 脱退届兼給付請求書について

令和3年1月1日より、届出用紙内の「金融機関の口座確認印」の取得(金融機関窓口にて)を廃止しています。

口座確認印が不要になったために、振込先金融機関欄の「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」も未記入のままご提出されることが多くなりました。「**銀行番号**」・「**支店番号**」及び「**口座番号**」は今までどおり、ご記入が必要ですのでご注意ください。(図の黄色い部分のご記入が必要です)

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 折曲厳禁

脱退届

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 殿

脱退届兼給付請求書

金融機関欄

口座番号

印

不要になりました。

従前どおり必要です。